8.自動車関係事業者の推移

			平成10.3.31		平成15.3.31		平成31.3.31		令和2.3.31		令和3.3.31	
			事業者数	指 数	事業者数	指 数	事業者数	指 数	事業者数	指 数	事業者数	指 数
自動車運送事業	バス		39	100	67	171	74	189	76	194	72	184
	ハイタク(法人)		146	100	160	109	118	80	115	78	113	77
	ハイタク(個人)		340	100	372	109	347	102	341	100	331	97
	特定旅客		2	100	6	300	6	300	6	300	4	200
	一般貨物(特積)		9	100	9	100	7	77	7	77	7	77
	一般貨物		688	100	788	114	891	129	893	129	896	130
	特定貨物		6	100	4	66	5	83	4	66	4	66
	霊柩		77	100	96	124	98	127	97	125	97	125
レンタカー事業			133	100	153	115	401	301	414	311	423	318
整備工場	認証工場		1,994	100	2,030	100	2,087	104	2,085	104	2,073	99
	認定工場	一種整備工場	21	100	14	66	8	38	8	38	8	100
		二種整備工場	39	100	31	79	20	51	20	51	18	90
		特殊整備工場 車体整備	19	100	23	121	30	157	30	157	29	96
		特殊整備工場 電装整備	9	100	8	88	8	88	8	88	8	100
		特殊整備工場 タイヤ整備	2	100	2	100	2	100	2	100	2	100
	指定工場		510	100	553	108	616	120	614	120	610	99

※ 1. 一般貨物(特積)は、県内に本社を有する事業者である。
2. 自動車販売の新車については販売店協会の会員数、中古車については中古販の会員数である。
3. 「バス」は一般貸切旅客自動車運送事業者と、一般乗合旅客自動車運送事業者のうち、バス車両(乗車定員11人以上)を保有する者の合計である。